

検査証番号	種類・型式	吊上げ荷重	移動式クレーン	検査年月日	事業者	安全管理者	取扱責任者	検査者
213 局 第021号	MC285C po.1198	2.9 t	定期自主検査 (年次)	2024年 12月14日	アキダ アキ			

区分	項目	検査項目	良否	区分	項目	検査項目	良否											
安全装置	巻過防止装置	作動距離・作動状態	✓	フロントアタッチメント	ジブ構造	主ジブ	支柱・補助桁の亀裂・損傷・腐食	✓										
	巻過防止警報装置	作動距離 警報器音量・損傷	✓			補助ジブ	溶接部の亀裂・腐食	✓										
	荷重計	作動状態	✓			ジブ支持機構	マスト・Aフレームの亀裂・変形・損傷 ブライトルの亀裂・変形 ジブの倒れ止の亀裂・変形・摩耗 ワイヤの腐食・キンク素線切れ	✓										
	ジブ角度計	作動状態	✓				主ジブ	ジブラップ部の凹み・変形・損傷	✓									
	過負荷防止装置	作動状態 警報の作動	✓		ボックスジブ構造	補助ジブ	溶接部の亀裂・側面板の歪	✓										
	アウトリガ 自動水平装置	作動状態・損傷	✓			起伏シリンダー	取付ブラケット 溶接部の亀裂・油漏れ	✓										
	起伏制限装置	作動状態	✓		ワイヤロープ等	シーブ	亀裂・損傷・摩耗	✓										
	上部旋回体	動力伝達装置	クラッチ			作動状態・損傷・滑り・異音	✓	フックブロック	外止め装置 亀裂・変形・摩耗	✓								
ブレーキ			バンド・シュー・ライニングの 亀裂・変形・摩耗 ブレーキドラムの亀裂	✓		その他の吊り具	クラブバケットの開閉 取付部の亀裂・損傷	—										
油圧装置			各油圧機器・配管の油漏れ	✓		ワイヤロープ	ワイヤロープの構成・径の確認 摩耗・素線切れ・キンク・変形 腐食・伸び・摩耗	✓										
巻上ドラム ドラムロック			ドラムの亀裂、溝の摩耗 ドラムロックの亀裂 爪の変形・摩耗	✓	エンジン		作動状態	✓										
旋回フレーム		操縦装置	レバー・ペダル・ハンドルの遊び レバーの作動方向別の表示	✓	運転試験	異音・振動・排気	✓											
		旋回フレーム	旋回フレームの亀裂・変形 取付状態	✓	油圧装置	作動状態	✓											
		運転室	キャブ本体・警告器 計器類、灯火、配線	—	電気装置	配線	配線被覆の損傷 接続部の緩み	✓										
		旋回支持体	ローラーパス・旋回 ボールレースの取付 ボルトの脱落、緩み	✓		配電盤等	スイッチの破損・焼損 ヒューズの破損・緩み	✓										
下部旋回体	クローラークレーン	クローラフレーム	亀裂・変形	—	その他	ZT-A NO 097285 山田 豊 LC-005												
		クローラ部	走行チェーンの亀裂・損傷・変形 クローラベルトのシュー・ピン の亀裂・損傷・変形	✓														
		拡張装置	スパンナー・ビーム・ロックの 亀裂・損傷・摩耗	✓														
	トラッククレーン	車体関係	フレーム・クロスメンバーの 亀裂・損傷	—	特記事項													
		制動装置	ブレーキドラム・シューの 亀裂・摩耗	—														
		走行装置	各装置の亀裂・損傷・変形	—														
		緩衝装置	取付部、連結部の緩み・損傷	—														
	アウトリガー	ビームボックス フロートピン	亀裂・損傷・変形・ガタ	✓	※良否欄は良は✓点、否は×とし、×については番号を付けて 特記事項欄に詳細記入のこと。 <table border="1"> <caption>荷重試験</caption> <tr> <th>試験荷重</th><th>t</th><th>t</th></tr> <tr> <td>ジブの長さ</td><td>m</td><td>m</td></tr> <tr> <td>作業半径</td><td>m</td><td>m</td></tr> <tr> <td>ジブの角度</td><td>度</td><td>度</td></tr> </table>			試験荷重	t	t	ジブの長さ	m	m	作業半径	m	m	ジブの角度	度
試験荷重		t	t															
ジブの長さ	m	m																
作業半径	m	m																
ジブの角度	度	度																
油圧シリンダー	油漏れ	✓																

※第79条 事業者は自主検査の結果を記録し、これを3年間保存しなければならない。